別紙２

学校別仕様書（蓮池小学校）

１　件名

播磨町学校給食調理等業務（蓮池小学校）（以下「本業務」という。）

２　履行期間

令和８年４月１日から令和１３年３月３１日まで

３　履行場所（作業場所）

本業務を履行する場所は、次に掲げる場所とする。

（１）播磨町立蓮池小学校（兵庫県加古郡播磨町西野添４丁目３番１号）

４　給食提供の対象者

（１）蓮池小学校の児童及び教職員等

（２）蓮池小学校の校長が必要と認めた者

５　給食実施予定日数

年度ごとに実施予定日数の増減はあり得るが、各年度の実施予定日数の目安は、１８０日～２００日とする。なお、各年度の実施予定日数は年度当初に播磨町教育委員会（以下「教育委員会」という。）から書面により通知する。

６　給食予定食数

年度ごとに給食予定食数の増減はあり得るが、各年度の給食予定食数は、給食実施日１日あたり８００食とし、１００食未満の増減はこの範囲に含むものとする。なお、実際の食数は、共通仕様書（別紙１）「５　献立の内容、給食実施予定日及び給食予定食数」に定めるところにより指示する。

【従事者の算出に当たっては、次を参考にすること。】

ア　給食の提供方法　　全員喫食方式での学校給食※別途、食物アレルギーへの個別対応あり。

イ　給食の実施方式　　対象学校敷地内の調理施設（以下「給食棟」という。）を活用し調理することによる自校調理方式

ウ　学校給食の種類　　完全給食

エ　給食提供予定数　　８００食／日※１００食未満の増減はこの範囲に含む。

（内訳）対象校：蓮池小学校（兵庫県加古郡播磨町西野添４丁目３番１号）８００食／日

オ　給食提供対象者（参考）

（参考）　令和７年度給食基本人員（令和７年５月１日現在）

学校名	学級数【組】※１	児童数【人】※１	教職員数【人】

蓮池小学校	（４） ２３	（２８） ６８５	５７

※１　学級数欄・生徒数欄の（　）内は特別支援学級で外数である。

７　食材料の保管

保管すべき食材料は、給食棟に保管するものとする。なお、保管した食材料については、適切に在庫管理を行わなければならない。

８　献立

共通仕様書（別紙１）に定めるところにより指示する。

９　履行日

教育委員会が指定する日とする。

10　施設使用時間帯

教育委員会が指示した時間帯とする。

ただし、学校行事等で時間を変更する場合は、事前に提示する。

11　調理作業場所

調理作業については、給食棟において作業すること。

配送（運搬）作業については、別記１「校舎位置図」を参考に教育委員会が指示した場所において作業すること。

12　調理等の業務内容

共通仕様書（別紙１）及び本書に定めるところにより実施すること。

13　給食時間

別途、学校時程表により指定する。ただし、学校行事等の影響により時間を変更することがあり得る。なお、時間を変更する場合においては、事前に提示する。

14　配缶・配送（運搬）・配食（配膳）

（１）配缶

配缶については、教育委員会の指示に従うこと。

（２）配送（運搬）・配食（配膳）

ア　検食を１食分セットし学校指定者（学校長等）に渡す。

イ　食缶等をクラス別の配膳用カートへ積み、小荷物昇降機（リフト）によりクラス別の配膳用カートを各教室前へ配送（運搬）する。

ウ　異物混入等が生じないよう細心の注意を払うこと。特にアレルギー対応を要する児童及び生徒の給食については、指示書に従い間違いがないよう確実に対応すること。

エ　配食（配膳）の補助及び片付けの補助等を行う。

（３）回収

ア　給食終了後、配膳用カートを回収し、周りの清掃を行う。

イ　回収時、食器具等の確認をする。

15　貸与物品等

本業務を履行するに当たり、調理施設、調理用厨房設備、調理用器具及び休憩室物品（以下「物品等」という。）を受注者に貸与するものとする。ただし、調理用器具を含む本業務履行期間開始時に必要な物品は受注者が購入するものとし、開始以後必要となる物品の購入に係る経費については、別に定める経費負担区分に従い、本業務の委託料の中から受注者が負担するものとする。

（１）受注者は、貸与を受けたときは、物品等の種別に応じて学校長又は教育委員会に物品等引受書（任意様式）を提出し、物品等管理簿（任意様式）により管理すること。

（２）物品等の貸与期間は、契約の開始から終了までの期間とする。ただし、物品等の種別によっては、各年度の末日までを期限とする。

（３）物品等に変更がある場合、物品等の種別に応じて学校長又は教育委員会と協議すること。

（４）物品等の引渡しは、契約日以後、学校長、教育委員会及び受注者の立会いの下で行う。

（５）物品等の貸与に係る費用は、原則として無償とする。

（６）物品等は、本業務に関する用途以外の目的に使用してはならない。

（７）受注者は、物品等の維持管理に当たって、常に善良な管理者の注意を持って行わなければならない。

（８）受注者は、物品等について故意又は自己の責により損害を与えた場合は、その賠償の義務を負う。

（９）受注者は、物品等について事故が発生した場合は、速やかに学校長及び教育委員会に報告し、その指示を受けるものとする。

(10) 学校長及び教育委員会は、物品等の種別に応じて、貸与した物品等について、必要の都度管理状況を調査することができる。

(11) 物品等の返還は、学校長、教育委員会及び受注者の立会いの下で行うこととし、返還の時期は、本業務の履行を妨げない時期であって、教育委員会が指定する時期とする。

(12) 物品等の貸与について、疑義を生じた場合又は定めのない事項については、学校長、教育委員会及び受注者で協議の上、定めるものとする。

16　施設の管理

（１）検収室、前室・準備室、下処理室、調理室、洗浄室、食品庫、保冷庫・冷蔵庫、休憩室、小荷物昇降機（リフト）、ごみ置き場、配膳室、排水溝のゴミ受けかご等は給食実施日においては毎日清掃し、常に整理整頓を行い清潔な状態を保つこと。

（２）腰壁、扉、床、網戸等は常に清潔に保つように清掃すること。

（３）排水溝は、厨芥、残菜等は取り除き清潔に清掃すること。

（４）調理室に関係者以外の者を立ち入らせないこと。また、動物などを入れないこと。

（５）手洗い施設は清潔に保ち、石けん・爪ブラシ・消毒液等を常備すること。

（６）出入り口を開放したまま調理業務を行わないこと。

（７）鼠族・虫の浸入、発生の防止に努めること。
（８）学校の長期休業（夏・冬・春）に伴い給食を長期間実施しない場合は、学期の終了後・開始前の数日及び学校長の指定する日に、清掃・消毒・点検・整理等を行い、休業後の業務の履行に支障がないようにすること。
（９）給食施設・設備に係わる保守点検日・清掃日等には、必ず立ち会うこと。

17　残菜、厨芥等の処理

残菜、厨芥等の収集日、収集時間、処理等については、教育委員会が指定したとおり実施すること。

18　経費負担区分

経費負担区分は、別記２「経費負担区分（蓮池小学校)」のとおりとする。

別記２

経費負担区分（蓮池小学校）

１　経費負担の基本的考え方

本業務は、町が貸与・提供する施設・設備等と食材を使用し、別に指示された献立等に従い、光熱水費の公費負担のもとで、給食調理業務を実施することが基本である。

２　経費負担区分について

町と受注者の経費負担区分については、次のとおりとする。なお、町の負担については、食数等の基準に基づき直営校と同程度とし、不足が生じた場合は受注者の負担とする。

（１）町の負担する経費

ア　給食棟における光熱水費（電気料、ガス、町が設置した固定電話に係る使用料金、水道料及び下水道使用料）

イ　施設、設備及び備品の維持管理に係る経費（日常点検及び日常清掃等に係る経費を除く。）

ウ　食器具の修繕及び補充に係る経費

エ　給食提供の対象者個人に供するアルミカップ等の消耗品

オ　保存食及び保存用食材料

カ　鼠族昆虫の防除（日常的な点検等に係る費用を除く。）

キ　グリストラップ清掃（年３回長期休業期間ごとに実施する汚泥処理をいい、日常的な清掃等に係る費用を除く。）

（２）受注者の負担する経費

ア　業務上、従事者に必要な被服、手袋等

イ　洗浄、消毒及び日常点検に必要な洗剤、薬品並びに手指消毒用の石鹸等

ウ　日常清掃及び特別清掃業務等に係る経費（清掃用具等の消耗品等を含む。）

エ　従事者の使用する雑貨、文具、救急薬品等

オ　業務従事者の健康管理や福利厚生に要する経費（必要な各種検査に係る経費を含む。）

カ　調理作業に必要な各種消耗品（包丁、スパテラ、ざる等の調理器具等を含む。）

キ　上記（１）以外のもの

３　物品の分類等について

具体的な品目等における物品の分類は、播磨町財務規則（昭和 40 年規則第１号）別表第６（第 133 条関係）物品分類表の規定により行うものとし、これによりがたい場合は、別途協議の上決定し、経費負担区分整理表（任意様式）により双方１部控えるものとする。

令和７年度

施設の配置図	縮尺	1／1,500 （Ｂ４）	学校名	蓮池小学校	調査番号	（都道府県） 28	（市町村） 382	（学校） 1052	整理番号	1277

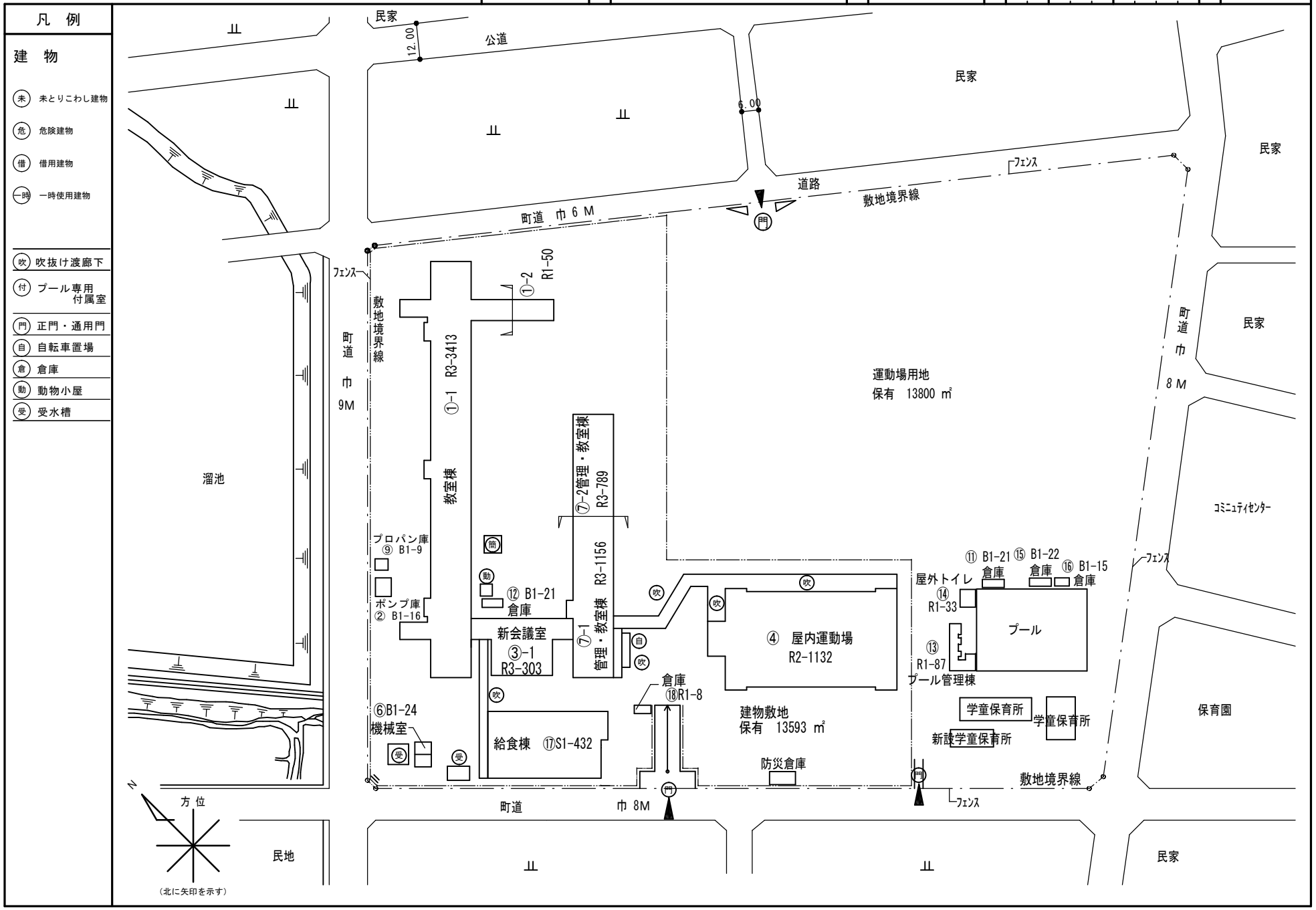

令和７年度

平面図	縮尺	1／500 （Ｂ４）	学校名	蓮池小学校	調査番号	(都道府県) ２８	(市町村) ３８２	(学校) １０５２	整理番号	１２７７

⑦－１
１階

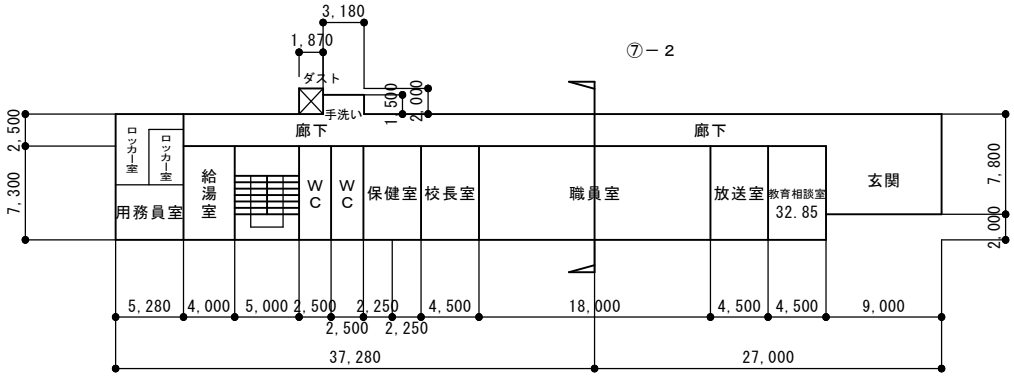

⑦－２

⑦－１
２階

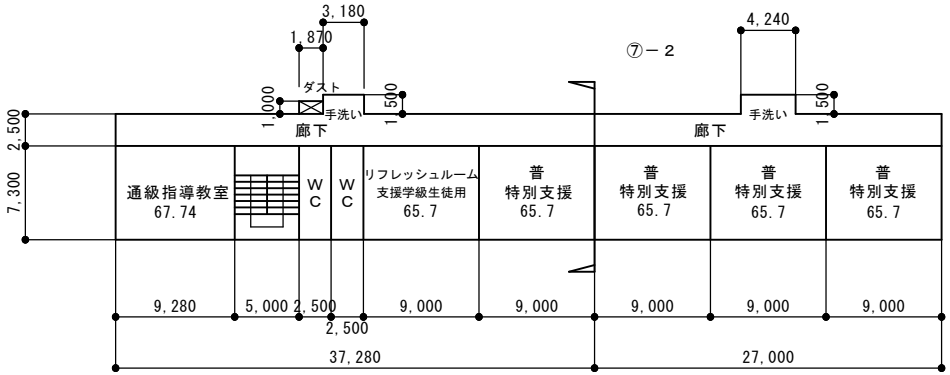

⑦－２

⑦－１
３階

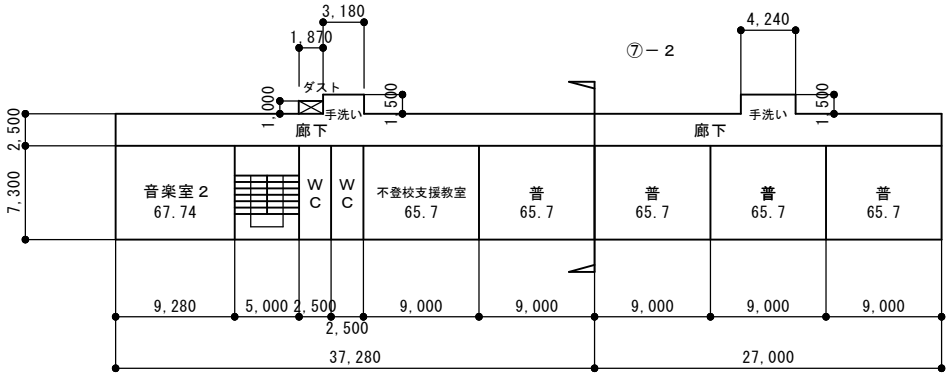

⑦－２

⑦－１
屋階
（階段室）

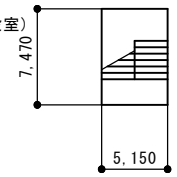

⑨　プロパン庫

１階

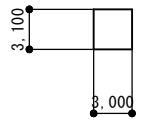

3.10×3.00 ＝ 9.30 ㎡

⑪　倉庫

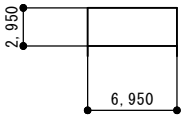

6.95×2.95 ＝ 20.50 ㎡

⑫　倉庫

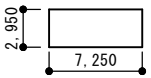

7.25×2.95 ＝ 21.39 ㎡

⑦－１

(7.30＋2.50)×37.28	＝365.344
2.00×1.87	＝ 3.740
1.50×3.18	＝ 4.770
１階	373.854
(7.30＋2.50)×37.28	＝365.344
1.00×1.87	＝ 1.870
1.50×3.18	＝ 4.770
２階	371.984
３階	371.984
屋階　7.47×5.15	＝ 38.471
計	1156.293

⑦－２

7.80×9.00	＝ 70.200
(2.00＋7.80)×(9.00＋4.50＋4.50)	＝176.400
１階	246.600
(2.50＋7.30)×27.00	＝264.600
1.50×4.24	＝ 6.360
２階	270.960
３階	270.960
計	788.520

（凡例）

普・・・・・普通教室
保・・・・・保健室
用務・・・・用務員室
ＷＣ・・・・便所
湯・・・・・湯沸室
手洗い・・・手洗場

令和７年度

平面図	縮尺	1／600 （Ｂ４）	学校名	蓮池小学校	調査番号	（都道府県） 28	（市町村） 382	（学校） 1052	整理番号	1277

①－１
(7.30＋2.50)×101.56＝995.288
(7.50×4.40)×2　＝ 66.000
(1.50×4.36)×2　＝ 13.080
(1.50×1.00)×2　＝ 3.000
1.50×4.24　＝ 6.360
３階　1083.728

1083.728
4.40×8.50　＝ 37.400
２階　1121.128

1083.728
4.40×8.50×2　＝74.800
10.00×5.00　＝50.000
１階　1208.528

計　3413.384

①－２
5.00×10.00　＝ 50.000

②
3.80×4.30　＝ 16.340

③－１
15.00×14.00　＝210.000
(5.00×5.00)×2　＝ 50.000
１階　260.000

③-１
(2.13×5.00)×2　＝ 21.300
２階　21.300

③-１
(2.13×5.00)×2　＝ 21.300
３階　21.300

計　302.600

~~③－２~~
~~4.57×5.00　＝ 22.850~~

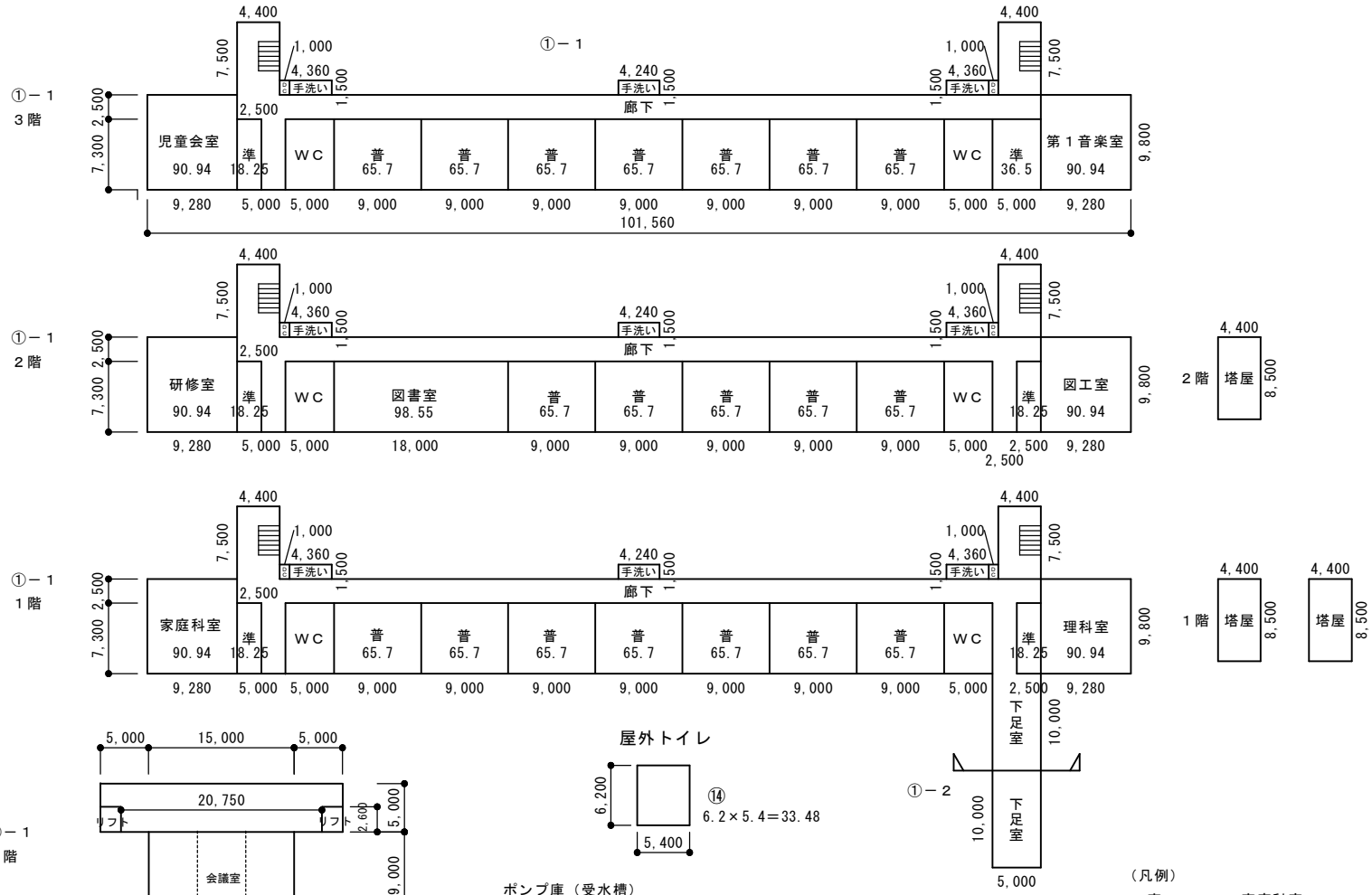

⑥
4.00×6.00 ＝ 24.000

（凡例）
家・・・・・家庭科室
普・・・・・普通教室
ＷＣ・・・・便所
準・・・・・準備室
特殊・・・・特殊教室
特別・・・・特別活動室
用務・・・・用務員室
更・・・・・更衣室
検・・・・・検収・下処理室
食・・・・・食品庫
ＤＣ・・・・ダストシュート

令和７年度

平面図	縮尺	1／500 （Ｂ４） 0 5 10 20 m	学校名	蓮池小学校	調査番号	(都道府県) ２８	(市町村) ３８２	(学校) １０５２	整理番号	１２７７

⑰ 給食棟 16.00 × 26.00 ＝ 416.00
2.00 × 7.845 ＝ 15.69
＝ 431.69㎡

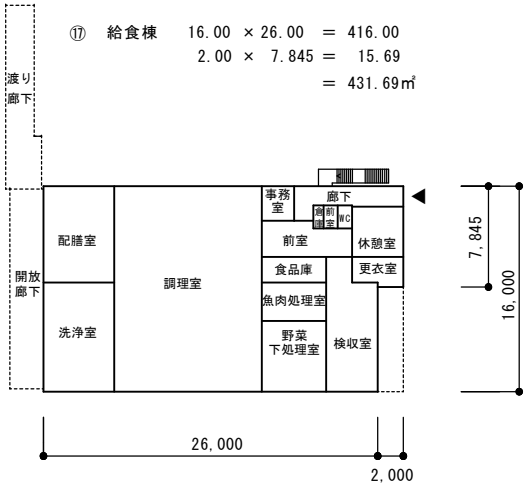

⑱ごみ置場

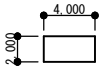

2.00 × 4.00 ＝ 8.00㎡

給食室 保有控除432㎡

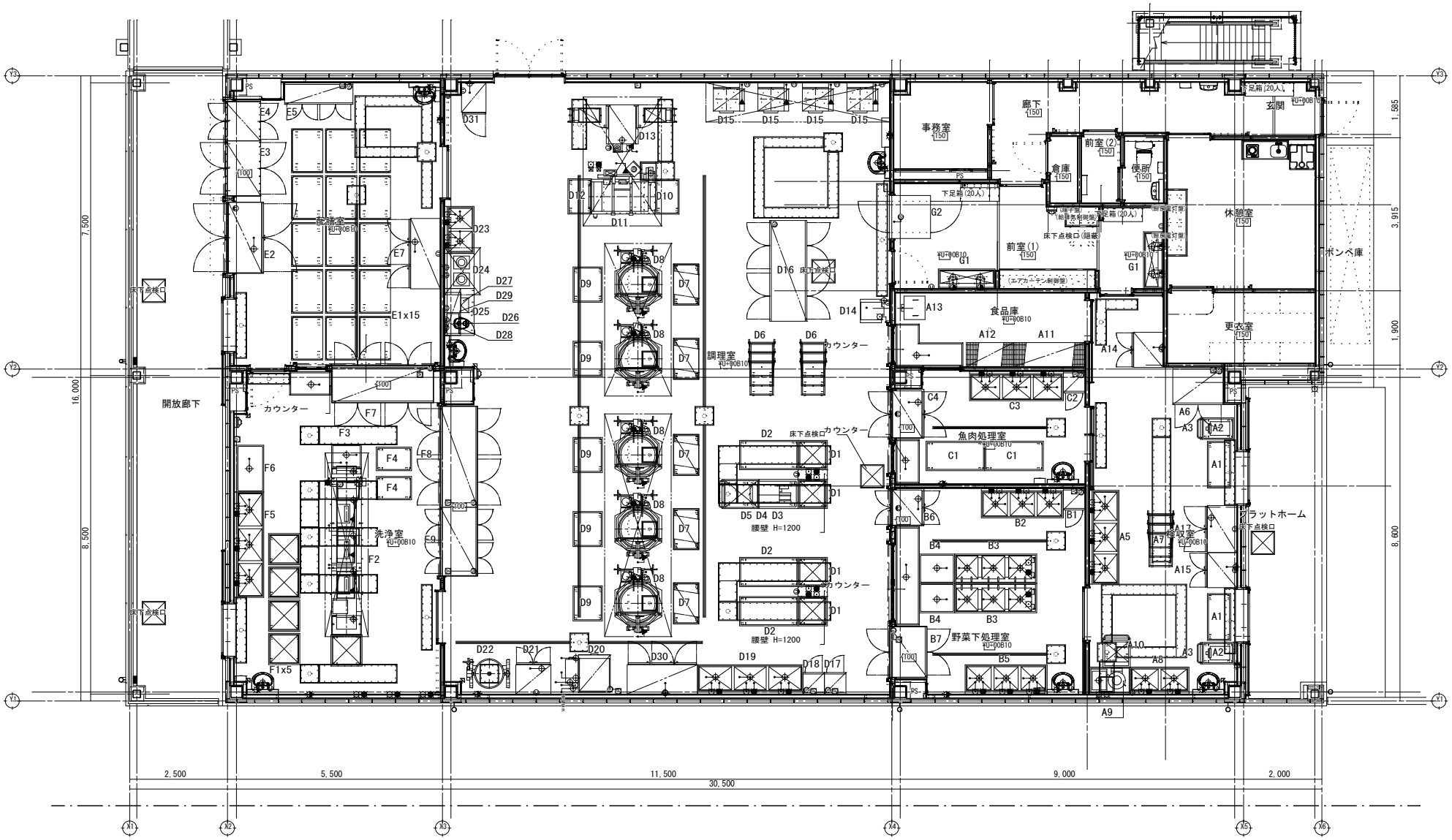

※ ☐ は別途品を示す。

2020.09.30
竣工図

株式会社 池内工務店 〒673-0041 明石市西明石南町１丁目５－１１ TEL (078) 922-8822	特記事項	工事名称	図面名	縮尺	作成年月日	承認	審査	作成	図面番号
		蓮池小学校給食施設整備工事	厨房機器配置図	A1:1/50 A3:1/100	令和 2・9・30	鶴園	鶴園	鶴園	M 26